

# 京都市美術館常設展の音声ガイドコンテンツ制作業務受託候補者 選定要領

## 1 目的

この要領は、京都市美術館常設展の音声ガイドコンテンツ制作業務の受託候補者を選定するために行う審査について、必要な事項を定めるものである。

## 2 評価方法

- (1) 事業者から企画提案書等の提出を受け、京都市美術館常設展の音声ガイドコンテンツ制作業務受託者等選定委員会（以下「選定委員会」という）が、別紙の審査評価表に基づき評価を行う。
- (2) 選定委員会の評価の総合得点が、最も高かった応募事業者を受託候補者として選定する。

## 3 評価項目

- (1) 会社の所在地、経営状況
- (2) 事業実施に当たり、スタッフの人数、配置、実績等が業務スケジュールを考慮した万全の体制となっているか。
- (3) 提案されたコンテンツのコンセプトが、利用者が楽しみながら、美術作品、日本文化・芸術の価値等を正しく理解できるものになっているか。
- (4) 提案されたコンテンツのコンセプトが、今後のコンテンツの増作を念頭に置いた、京都市美術館常設展ならではの魅力をしっかりと訴求できるようなものになっているか。
- (5) 提案された宣伝方法や演出等の付加価値向上策が、実現可能かつ効果的か。
- (6) 課題に対する回答は、仕様書に示す内容が実現されているか。
- (7) 見積金額

## 4 配点

別紙記載のとおり

## 5 その他

- (1) 合計点数が最も高いものが2以上あるとき（同点）の対応  
審査委員による投票を行い、得票数が多い者を受託候補者とする。
- (2) 応募事業者が1者の場合の対応  
応募事業者が本件を受託するに足るかを審査する。審査委員の評価の総合得点が、60%に満たない場合は不選定とする。